

仕様書

産業観光局中央卸売市場第二市場
(担当 玉井、塩田 電話 681-5791)

件名	受水槽清掃（中央卸売市場第二市場）								
契約期間	契約の翌日から令和８年１２月１８日まで								
条件	京都市中央卸売市場第二市場に係る受水槽清掃は、すべてこの仕様書によるものとする。監督員とは、京都市契約事務規則第３９条に規定する監督職員等のことであり、この契約においては、京都市中央卸売市場第二市場の職員をいう。 １ 業務概要 本件は、京都市中央卸売市場第二市場の受水槽（以下「受水槽」とする）の清掃等を行うものである。 ２ 清掃対象施設 京都市中央卸売市場第二市場 所在地 京都市南区吉祥院石原東之口町２番地 ３ 受水槽 等施設概要 <table><tr><td>用途</td><td>材質</td><td>容積</td><td>備考</td></tr><tr><td>飲料用</td><td>ステンレス</td><td>１８０ｍ³×２槽</td><td>２槽式</td></tr></table> ※排水には、別途水中ポンプが必要な場合がある。 ４ 受水槽清掃日 清掃は、契約期間中の水曜日に２槽同日に実施する。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び卸売会社が作業を実施する日は作業を行わない。詳しい日程に関しては、監督員と協議して決定する。 なお、清掃に必要な準備は、清掃日前日の午後（と畜終了後）等に行ってもよい。 ５ 負担 業務に必要な一切のものは受注者の負担とする。ただし、現地での作業に必要な市水及び電力（交流１００Ｖのみ）は、発注者が無償で提供するが受注者は節水、節電に努めること。 ６ 資格 (１) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第１２条の２第１項第５号に基づく建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業の登録を受けていること。	用途	材質	容積	備考	飲料用	ステンレス	１８０ｍ³×２槽	２槽式
用途	材質	容積	備考						
飲料用	ステンレス	１８０ｍ³×２槽	２槽式						

- (2) 監督を行う者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第1項第4号の基準に適合していること。

7 健康診断（保菌検査）

清掃作業を行う者は、作業実施日前の六箇月以内に赤痢、サルモネラ（腸チフス・パラチフス菌）、O-157について健康診断（保菌検査）を行っており、いずれも陰性であること。

8 服装及び使用機器

- (1) 作業服（靴を含む。）は清潔なものを使用すること。
(2) 使用器具は飲料水の貯水槽の清掃専用のものを使用し、適宜消毒を行う等により衛生的に作業を行うこと。

9 作業内容

- (1) 受水槽及び周辺の点検

受水槽の上面、壁面及び周辺を清掃し、異常の有無を確認する。

- (2) 配管の状況調査及びストレーナーの清掃

受水槽に接続している配管の腐食、変形及び割れ等の状況並びに受水槽への異物侵入状況の調査を実施した後、各水槽給水入ロストレーナーの清掃を実施する（水本管のY型150Aストレーナーを除く）。

- (3) ポンプの点検

ポンプ運転時における吐出圧力、電流値、異常振動の有無及び異常音の有無を確認する。

- (4) 排水

受水槽に貯留している水については、給水弁及び定水位弁のバルブを閉栓後、ドレン弁を開栓して排水し、必要に応じて排水ポンプにより強制排水を行う。

- (5) 作業前の撮影

受水槽内部並びに電極の腐食、変形及び割れ等を点検し、清掃前の撮影を行う（各水槽につき側面2枚、底部1枚）。

- (6) 清掃

ア 受水槽内部の沈殿物質及び浮遊物質と付着した錆及び水垢等の除去を行う。

イ 洗剤を使用する場合、受水槽清掃に適したものを使用する。

ウ 清掃時に発生する汚水及び汚泥等については、受注者が適正に処分する。

エ 清掃が完了した時点で監督員の確認を受けること。

- (7) 残水処理

受水槽内部を市水により十分に水洗いし、洗浄液を完全に除去する。

- (8) 作業後の撮影

作業前の撮影と同じ箇所を撮影する（各水槽につき側面2枚、底部1枚）。

	(9) 受水槽内部の消毒 受水槽に適した消毒剤を使用し、受水槽内部を消毒する。消毒については2度以上行う。2度目の消毒は1度目の消毒から30分以上経過した後に行う。 (10) 給水復帰 給水弁及び定水位弁を開栓後、ドレンバルブを閉栓し、受水槽への給水を開始する（給水弁以降を洗管するため）。水位復帰後、各ポンプを作動させ、受水槽の状況及びポンプの運転状況を確認し、施設への給水を復帰する。 (11) 水質検査 給水復帰後の給水栓において、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（厚生労働省告示第二百六十二号）第四に基づく水質検査を実施する。 10 作業前の提出書類 契約後、速やかに以下の書類（各1部）を提出すること。 (1) 貯水槽清掃作業監督者の資格証（写し） (2) 上記7で指定する作業者の健康診断書（写し） (3) 建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書（写し） (4) 作業計画書 11 作業完了後の提出書類 受水槽内清掃完了後、1月以内に以下の内容を含む清掃報告書（各1部）を提出すること。提出が遅れる場合は、期限内に監督員に理由とともにその旨を連絡すること。 (1) 受水槽及び周辺の点検結果（9(1)） (2) 配管の状況調査結果（9(2)） (3) ポンプの点検結果（9(3)） (4) 清掃前後の写真（9(5)及び(9)） (5) 使用した洗浄剤及び消毒剤の名称（ただし、洗浄剤については使用した場合のみ記載する。） 12 安全管理 業務の安全管理は、受注者の責務とする。特に、酸素欠乏、墜落、転倒及び工具等の落下による事故が起きないように対策を講じること。 13 支払 作業完了後の提出書類すべてが提出された後、請求に基づき支払う。 14 その他 (1) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
--	--

	(2) 電気機械建物附属設備等管理業務受託者との連絡を密に行い、作業終了後の給水等に支障がないようにすること。 (3) 業務の実施にあたり、建物及び附属物を滅失又は破損した場合は、受注者の責任において賠償するものとする。 (4) 業務の実施により入手したすべての情報について、発注者の承認を得ずに公表してはならない。 (5) 場内の衛生管理区域内に出入する場合は、必ず監督員が指示する所定の消毒を行うこと。 (6) 第二市場内で口蹄疫等の家畜伝染病に罹患した動物が発見され、家畜保健衛生所による防疫体制が発動された場合、と畜業務が停止に近い状態となり、本業務の履行に支障が生じる可能性がある。その場合、両者協議のうえ本契約内容に必要な変更を行う。
--	--